9　第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第六項第四号中「当該製造たばこを引き取った特定販売業者（改正法附則第四十八条第二項に規定する特定販売業者をいう。）」とあるのは「当該製造たばこ製造者」と、「引取りに係る保税地域」とあるのは「戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場」と、第七項中「税関長」とあるのは「税務署長」と、「第五十一条第六項」とあるのは「第五十一条第七項」と読み替えるものとする。

10　改正法附則第五十一条第七項第一号に規定する政令で定めるものは、同項に規定する製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこのうち同条第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものでたばこ税法施行令第九条第一項各号に掲げる製造たばこに該当するものとする。

11　前各項の規定は、改正法附則第五十一条第九項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第五項中「同条第一項」とあるのは「同条第九項」と、同項第三号及び第六項中「附則第五十一条第一項」とあるのは「附則第五十一条第九項」と、第八項中「同条第一項」とあるのは「同条第九項」と、同項第五号中「附則第五十一条第一項」とあるのは「附則第五十一条第九項」と読み替えるものとする。

12　第一項から第十項までの規定は、改正法附則第五十一条第十一項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第五項中「同条第一項」とあるのは「同条第十一項」と、同項第三号及び第六項中「附則第五十一条第一項」とあるのは「附則第五十一条第十一項」と、第八項中「同条第一項」とあるのは「同条第十一項」と、同項第五号中「附則第五十一条第一項」とあるのは「附則第五十一条第十一項」と読み替えるものとする。

13　改正法附則第五十一条第十三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　届出者の住所、名称及び法人番号

二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による押印により難い特別な事情

三　前号の押印に代わる方法

四　その他参考となるべき事項

14　改正法附則第五十一条第十三項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その異動に係る事項を国税庁長官に書面で届け出なければならない。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用の特例）

第五条　改正法附則第五十一条第六項又は第七項（これらの規定を同条第十項又は第十二項において準用する場合を含む。）の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、それぞれ同令第二条第九号に掲げる還付金とみなす。

（国税通則法施行令の適用の特例）

第六条　改正法附則第五十一条第十五項の規定の適用がある場合におけるたばこ税に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第五十三条の規定の適用については、同条第二号中「の罪」とあるのは、「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十一条第十五項（手持品課税）の罪」とする。

（たばこ特別税に関する政令の一部改正）

第七条　たばこ特別税に関する政令（平成十年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八百六十六分の百三十四」を「八百九十二分の百八」に改め、同条第二項中「八百六十六分の百三十四」を「八百九十二分の百八」に、「九百三十三分の六十七」を「九百四十六分の五十四」に改める。

第五条の見出しを「（たばこ特別税に係るたばこ税法施行令等の適用の特例）」に改め、同条の表租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項の前に次のように加える。

たばこ税法施行令	第三条第四項	税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第八条第一項（税率）に規定するたばこ特別税の税率、

第五条の表相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の項の次に次のように加える。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	第三十九条の九の二第四項	税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号。第五十三条の二第四項において「特別措置法」という。）第八条第一項に規定するたばこ特別税の税率、
	第五十三条の二第四項	税率、特別措置法第八条第一項に規定するたばこ特別税の税率、

（たばこ特別税に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における前条の規定による改正後のたばこ特別税に関する政令（以下この条において「新令」という。）の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで	第三条第一項	八百九十二分の百八	八百七十六分の百二十四
	第三条第二項	八百九十二分の百八	八百七十六分の百二十四
		九百四十六分の五十四	九百三十八分の六十二
平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	第三条第一項	八百九十二分の百八	八百八十五分の百十五
	第三条第二項	八百九十二分の百八	八百八十五分の百十五
		九百四十六分の五十四	九百四十二分の五十八

2　前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第四十九条に規定する紙巻たばこ三級品（附則第十条第二項において「紙巻たばこ三級品」という。）に対する新令第三条第一項の規定の適用については、同項中「八百九十二分の百八」とあるのは、「八百六十六分の百三十四」とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第九条　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に、「千分の百三十四」を「千分の百八」に改める。

附則第十六項中「次項において同じ。）に係る」を「）について」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百四十六」に、「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の六十七」を「千分の五十四」に改める。

附則第十七項中「製造たばこに係る」を「同項に規定する紙巻たばこについて」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に、「千分の九百五十七」を「千分の九百六十」に、「千分の百三十四」を「千分の四十三」を「千分の四十」に改める。